

10、第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により反則金返戻金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返 還

第19条 (返還責任)

- 借受人又は連帯者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人又は連帯者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
- 借受人又は連帯者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は連帯者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還時の確認等)

- 借受人又は連帯者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、可逆時の状態で返還するものとします。
- 借受人又は連帯者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは連帯者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社も、レンタカーの返還後においては、遺留品については保管の責を負わないものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

- 借受人又は連帯者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 (返還場所等)

- 借受人又は連帯者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる送迎のための費用(乗替料金)が当初乗替料金を超える場合には、その超過分を支払うものとします。ただし、当初乗替料金を下回る場合は、当社は、その差額を返還します。
- 借受人又は連帯者は、第13条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更更新料を支払うものとします。返還場所変更更新料は返還場所の変更によって必要となる送迎のための費用×200%

第23条 (レンタカー貸渡料金の積算)

- 借受人は、レンタカー返還時に超額料金、付帯料金、ガソリン料金等の未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。
- レンタカー返還後において燃料が未満量(満タンでない)の場合には、借受人は、当社が別途定める規定に準じて算出した燃料料金を支払うものとします。

第24条 (不返還となった場合の措置)

- 当社は、借受人又は連帯者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となったと認められるときは、刑事告発を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするものとし、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。
- 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は連帯者の家族、親族、勤務先等の関係者への取り調べや車両位置情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人又は連帯者は、第2条の規定により当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は連帯者の帰郷に要した費用を負担するものとします。なおこの場合、当社もレンタカー内の遺留品について責を負わないものとします。
- 第1項に該当することとなった場合、借受人又は連帯者は、当社が借受人又は連帯者の承諾なくしてレンタカーを引き上げることについて予め同意し、当社のレンタカーの引き上げに関して、民事・刑事その他理由の如何を問わず、一切異議を述べないものとします。なおこの場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第25条 (盗難発生時の措置)

- 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第26条 (事故発生時の措置)

- 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を速滞なく提出すること。
 - 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 借受人又は連帯者は、前項の措置を怠り、自ら責任において事故を発生し、及び被害を及ぼすものとします。
- 当社は、借受人又は連帯者の事故の処理について責任を負うものとし、その解決に協力するものとします。
- 借受人又は連帯者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人又は連帯者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号定める場合に利用することを異議なく承諾するものとします。
 - 借受人又は連帯者の運転状況を当社で記録する必要があるとき及び当社が判断した場合。
 - 事故記録及び提供される商品・サービスの品質向上のため、顧客満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合。
 - 法令又は府県規程等により開示が要求された場合。

第27条 (盗難発生時の措置)

- 借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 盗難、その他の被害に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を速滞なく提出すること。

第28条 (使用に関する貸渡料金の積算)

- 燃料不足による貸渡料金の積算、盗難その他の事由(以下「故障等」という。)によりレンタカーが毎日できなくなったときは、貸渡料金が終了するものとします。
- 借受人又は連帯者は、前項の場合、レンタカーの取り戻し及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社も受領済の貸渡料金を返還しないものとします。なお、特約により貸渡料金が後払いになっているとき、又は貸渡期間が延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 故障等が半日以上停止した状態に陥った場合は、新たな貸渡料金を発生したものと見做し、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けることができず、又は当社が受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 故障等が借受人、連帯者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡から貸渡料金の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- レンタカーの使用において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡料金が終了するものとします。
- 借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に通知するものとし、レンタカーを使用できなくなった期間に対応する貸渡料金を、当社に支払うものとします。ただし、既に全額受領済み場合は除きます。
- 借受人及び連帯者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条 (賠償及び営業補償)

- 借受人又は連帯者は、借受人又は連帯者が借り受けたレンタカーの使用に伴う第三者又は客に対する損害を与えたときは、第35条第1項の規定に基づく代理責任を受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は連帯者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は連帯者はこれを支払うものとします。

第30条 (保険及び補償)

- 借受人又は連帯者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度より、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人賠償	1名につき	無制限	(自動車損害賠償責任保険による金額を含む。)
(2) 対物賠償	1事故につき	無制限	(免責金額5万円)
(3) 車両賠償	1事故につき	時価額	免責金額5万円 (J・H・EJクラスすべて、Wクラスすべて、Vクラスすべて、T1~T3クラス) 免責金額10万円 (T4、T5クラス、Aクラス、Mクラスすべて)
 - (4) 人身傷害補償 1名につき 3,000万円まで (任意適用)
- 人身傷害補償の適用に際しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。なお、その他に関しては当社が加入している損害保険規定に準ずるものとします。
- 保険約款又は補償制度の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めより受け取れない保険金額又は補償金を超える損害(保険約款に基づき保険会社が算定する損害額)については、特約した場合を除いて借受人又は連帯者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の措置に関する法律(昭和37年法律第130号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」といいます。))による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において発生し、且、借受人又は連帯者の損害を受けレンタカーに係るもの等である場合は、その損害の発生につき借受人又は連帯者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は連帯者はその損害を賠償することを要しないものとします。
 - 当社が借受人又は連帯者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は連帯者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
 - 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額を貸渡料金に含みます。
 - 警察及び当社各店舗に届出のない事故、損害保険契約の免責事項に該当する事故、貸渡し後に第9条第1項1号から5号、第2項1号、若しくは第17条1号から11号の1に該当して発生した事故、及び借受期間を無断で延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険契約のこの補償制度は適用されません。

第8章 貸渡料金の解除

第31条 (貸渡料金の解除)

- 当社は、借受人又は連帯者が使用中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡料金を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっているときは、又は借受期間が延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとします。
 - この約款に違反したとき。
 - 借受人又は連帯者の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき、又はレンタカーが損傷あるいは故障したとき。
 - 第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第32条 (同意解除)

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次に定める解約手数料を支払った上で貸渡料金を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次に定める解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料 = (貸渡料金の期間に対応する貸渡料金) - (貸渡しから解約までの期間に対応する貸渡料金) × 50%

第9章 個人情報

第33条 (個人情報の利用目的)

- 当社が借受人又は連帯者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - 適法な方法で第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡業務の遂行に必要と認められる事項を実施するため。
 - 借受人又は連帯者に、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、互いに広告物の送付、eメールの送付等の方法により、案内するため。
 - 貸渡業務の遂行に際し、借受け申込者又は連帯者に関し、本人確認及び貸渡業務の遂行の可否についての審査を行うため。
 - 商品開発あるいは顧客満足度向上策の検討のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施するため。
 - 個人情報等を統計的に集計・分析し、個人を識別し、特定の個人に加工した統計資料を作成するため。
 - 以下の個人情報等を借受人又は連帯者グループ会社、当社の提携会社に提供するため。ただし、本人の申し出により第三者提供を停止いたします。提供する項目：住所・氏名・生年月日・電話番号、及びお客様との取引に関する情報
- 第1項各号に定められていない目的で借受人又は連帯者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第34条 (個人情報の提供及び利用の同意)

- 借受人又は連帯者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は連帯者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡業務の遂行の審査のために利用されることに同意するものとします。
 - 当社が道路交差点第3条第4項第1項に基づいて反則金返戻金の納付を命じられた場合
 - 当社に対して第18条第5項に規定する車両返戻料関係費用の全額を支払いがない場合
 - 第24条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑 則

第35条 (代理貸渡し)

- 当社は、申込者の希望通りの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡することができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが確保されていない場合を含む。)においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に同意し、その同意を得る場合に限って、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸渡することができるものとします。(これを「代理貸渡し」といいます。)
 - 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社のレンタカーを提供した事業者から当該レンタカーを確保した事業者へ貸渡することができるものと利用者が同意する場合は自社の承諾を要するものとすること。
 - 貸渡料金は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - 提供を受けたレンタカー事業者の貸渡業務が提供されているものであること。
 - 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカー事業者の貸渡業務の遂行に必要と認められる事項を記載した書面を提出し、当該事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡票によるものとします。
 - 代理貸渡しを行う場合は、事前に定められた当該レンタカーを貸渡した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡票によるものとします。
 - 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡をした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸渡した場合と同様、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は連帯者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第36条 (総則)

- 当社は、この約款に基づき借受人又は連帯者に対する金銭債務があるときは、借受人又は連帯者の当社に対する金銭債務とすべても相殺することができるものとします。

第37条 (消費税、地方消費税)

- 借受人又は連帯者は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む。)を当社に対して支払うものとします。

第38条 (保証預金)

- 借受人又は連帯者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第39条 (権利)

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 当社は、別記の細則を定めたときは、当社の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。また、これを変更した場合も同様とします。

第40条 (邦文約款の優先適用)

- 邦文約款と英文約款の文章または和訳につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

第41条 (合意管轄裁判所)

- この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、協議のつかないかかわらず当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

この約款は、平成29年7月1日から施行します。